

## 平塚市スポーツ指導者制度運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民の誰もが生涯にわたってスポーツを楽しみ、いつまでもいきいきとした生活を送れるよう市民のスポーツ活動の振興を図るため、平塚市スポーツ指導者制度（以下「スポーツ指導者制度」という。）の運営に関する必要な事項を定めるものとする。

### (事業)

第2条 スポーツ指導者制度は、次の事業を行う。

- (1) スポーツ指導者の登録に関すること。
- (2) 登録されたスポーツ指導者の紹介に関すること。
- (3) スポーツ指導者の情報提供に関すること。
- (4) その他スポーツ指導者制度の趣旨達成に必要な事項に関すること。

### (スポーツ指導者の登録要件)

第3条 スポーツ指導者制度の登録対象となる者は、平塚市内で活動ができ、18歳以上（高校生を除く。）の者で当該種目の指導に関する次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会の公認指導者等の資格を有する者
  - (2) 公益財団法人日本スポーツ協会加盟団体の指導者等の資格を有する者
  - (3) 公益財団法人日本レクリエーション協会の公認指導者等の資格を有する者
  - (4) 公益財団法人日本パラスポーツ協会の公認パラスポーツ指導者等の資格を有する者
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、スポーツ指導の経験を積み、スポーツ指導に関する知識及び熱意を有し、スポーツ指導に関する資質があると認められる者
- 2 前項の規定にかかわらず、スポーツ指導者の登録を希望する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該登録の対象としないものとする。
- (1) 平塚市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団及び暴力団員である者、又はそれらと関係がある者
  - (2) 過去5年の間に、暴力、暴言、各種ハラスメント、人種・思想・信条・性別・性的指向等に関する差別、試合の不正操作、違法賭博、ドーピング、薬物乱用、その他スポーツ指導者として不適切な行為を行っていた者
- 3 必要に応じて、スポーツ指導者として登録申請をした者又は登録簿に登録された者が前項第1号に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

### (登録の申請)

第4条 登録対象指導者として該当し、スポーツ指導者制度に登録を希望する者は、平塚市スポーツ指導者登録申請書（第1号様式）を平塚市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。この場合において、資格等を有する者は、資格等を

証明するものの写しを添付するものとする。

(登録)

第5条 教育委員会は、前条の申請があった場合は、申請の内容を審査し、登録することが適格であると認めるときは、スポーツ指導者として登録するとともに、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

2 前項の規定による登録は、平塚市スポーツ指導者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録するものとする。

(登録簿の公表)

第6条 登録簿に登載された者（以下「登録者」という。）に関する情報について、あらかじめ登録者が承諾した範囲において公表するものとする。

2 前項の公表は、事務所に備えて閲覧に供する方法及びインターネットを利用する方法により行うものとする。

(登録事項の変更等)

第7条 登録者は、登録簿に登録された内容に変更が生じたとき、又は登録の取り消しを希望するときは、平塚市スポーツ指導者登録内容変更・登録取消届（第2号様式）により、速やかに教育委員会に届け出るものとする。

(登録の取消)

第8条 教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該登録を取り消すことができる。

- (1) 前条によるスポーツ指導者登録の取消届の届け出があったとき。
- (2) 第3条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) 第3条第2項各号に該当することが判明したとき。
- (4) スポーツ指導者の信用又は品位を害するおそれがある者その他スポーツ指導者としての適格性を欠く者であると認められるとき。

(登録者の遵守事項)

第9条 登録者は、スポーツ指導者制度を活用しようとするもの（以下「依頼者」という。）と十分な打ち合わせを行い、効果的な指導を心がけ、指導対象者に対する健康管理及び事故防止に留意しなければならない。

2 登録者は、市や教育委員会及び関係機関、団体が行う各種研修会や講習会に積極的に参加し、常に自己研鑽に努め、指導者資質の向上を図ること。

3 登録者は、スポーツ指導活動中に知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(依頼の方法)

第10条 依頼者は、平塚市スポーツ指導者制度依頼書（第3号様式）を教育委員会に提

出するものとする。

- 2 依頼書の提出を受けた教育委員会は、依頼の内容を審査し、適当であると認めるときは、依頼者に登録者の情報を提供するものとする。
- 3 教育委員会から登録者の情報を提供された依頼者は、登録者に連絡し直接依頼するものとする。

(依頼者の責務)

第11条 スポーツ指導者の活動に係る傷害保険その他必要な経費は、依頼者が負担するものとする。

- 2 依頼者は、スポーツ指導者の活動に際して、指導方針及び指導計画等について協議するとともに誠意ある対応に努め、スポーツ指導が円滑に行われるよう十分配慮するものとする。
- 3 依頼に基づき提供された登録者の個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適切に保護するとともに、他の目的に利用してはならない。

(事業報告)

第12条 スポーツ指導者制度を活用した場合は、当該指導終了後1か月以内又は長期に渡り継続するときは、当該年度末の翌月末までに平塚市スポーツ指導者活用事業報告書（第4号様式）を教育委員会に提出するものとする。

(免責)

第13条 登録者の指導方法、謝金等の採用条件については、依頼者と登録者の間で合意するものとし、依頼者及び登録者の行った行為によって生じた損害について、教育委員会及び平塚市は責任を負わないものとする。

(庶務)

第14条 この制度の運営に関する事務は、社会教育部スポーツ課において処理する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月30日から施行する。